

こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業の採択について

株式会社日本経済研究所は、こども家庭庁より令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業の国庫補助の内示を受け、下記の事業を実施します。

【事業名】認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究

「新しい経済政策パッケージ」において幼児教育・保育の無償化が始まり、認可外保育施設を利用する児童も対象とされている。しかし、無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出をし、国が定める基準を満たす施設のみとされているところ、「基準を満たしていない場合も5年間の猶予期間」があり、その期間は令和6年9月までとなっている。

基準を満たしているかの確認は、管轄の都道府県等が担っており、国の指導監督基準に基づき、立入調査を行い、基準を満たしていると認められる施設に対し「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付」を交付するとともに、その旨を公表するという取扱いを行っている。すでに証明書の発行を受けている施設においても、その後の立入調査において基準を満たさない場合は無償化の対象外となるため、引き続き基準を満たせるように指導を行うことが自治体に求められている。そのため、指導監督基準の理解を促進し、専門的な視点で立入調査ができる人材を増やすことと、全都道府県等を通じて統一的な取扱いにより監査が行われることが引き続きの課題である。

本調査研究は、これまでに実施した子ども・子育て支援推進調査研究事業で把握された自治体の実態や事例集の活用状況を基に、指導監督を実施するにあたり、より参考となる事例集の作成を行う。